第十五条の八　精神科病院の管理者は、委員会の開催日その他委員会における審議の過程を文書により記録し、これを当該開催日から五年間保存しなければならない。

2　委員会の審議に係る医療保護入院者の主治医は、委員会が開催されたときは、遅滞なく、当該委員会の開催日を診療録に記載しなければならない。

第十六条中「第三十三条の四第三項」を「第三十三条の七第三項」に、「第三十三条の四第二項後段」を「第三十三条の七第二項後段」に改める。

第十六条の二中「第三十三条の四第二項後段」を「第三十三条の七第二項後段」に、「第二十二条の三」を「第二十条」に、「第三十三条の四第一項」を「第三十三条の七第一項」に改める。

第十六条の三中「第三十三条の四第五項」を「第三十三条の七第五項」に、「第三十三条の四第一項」を「第三十三条の七第一項」に、「第二十二条の三」を「第二十条」に、「第三十三条の四第二項後段」を「同条第二項後段」に改める。

第十九条第一項第十号及び第十一号を削る。

第二十条第一項第五号中「及び第八号から第十号まで」を「、第八号及び第九号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号中「第二十二条の三」を「第二十条」に改め、同号の次に次の二号を加える。

五　退院に向けた取組の状況

六　退院後生活環境相談員の氏名

第二十条第三項中「第三十三条第一項」の下に「又は第三項」を加える。

第二十条の四中「第二十二条の三」を「第二十条」に改める。

第二十一条第三号中「ヌまで」を「ヲまで」に改める。

第二十二条の次に次の二条を加える。

第二十二条の二　法第三十九条第一項第六号の厚生労働省令で定める事項は、退去者が同項第五号に掲げる入院年月日より前に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービス（次条第六号において「障害福祉サービス」という。）を利用していた場合における当該障害福祉サービスに係る事業を行う者の名称、所在地及び連絡先とする。

第二十二条の三　法第四十一条第二項第二号の厚生労働省令で定める場所は、次に掲げる場所とする。

一　精神障害者の居宅

二　法第六条第一項に規定する精神保健福祉センター

三　地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項に規定する保健所

四　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所（入院している精神障害者のみに対して医療を提供する場所を除く。）

五　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十五項に規定する共同生活援助を行う住居

六　前各号に掲げるもののほか、精神障害者に対して保健医療サービス及び福祉サービスを提供する場所

第二十三条第二号中トをチとし、ハからヘまでをニからトまでとし、ロの次に次のように加える。

ハ　昭和六十年改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による障害年金（職務外の事由によるものに限る。）

第二十六条第一号中「、性別」を削る。

別記様式第三号中「性別」を削る。

第二条　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

第十五条の二第二号中「有するもの」を「有し、かつ、厚生労働大臣が定める研修を修了したもの」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に精神科病院に入院している医療保護入院者については、当該医療保護入院者を入院させている精神科病院の管理者が必要と認める場合を除き、第一条の規定による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第十五条の六から第十五条の八までの規定は、適用しない。

（準備行為）

第三条　第二条の規定による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第十五条の二第二号に規定する研修及びこれに関して必要な手続その他の行為は、第二条の規定の施行前においても行うことができる。

（沖縄の復帰に伴う厚生省関係の特例に関する省令の一部改正）

第四条　沖縄の復帰に伴う厚生省関係の特例に関する省令（昭和四十七年厚生省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「精神保健法（昭和二十五年法律第百二十三号）第二十条若しくは第二十一条に規定するその保護者（以下「保護者」という。）」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第三十三条第二項に規定するその家族等（次項において「家族等」という。）」に、同条第二項中「保護者」を「家族等」に改める。

○厚生労働省令第五号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第五十一号）の一部の施行に伴い、並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第四項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第十条第二項（同令第十三条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令の全部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年一月二十三日　厚生労働大臣　田村　憲久

障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令の全部を改正する省令

障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第四十号）の全部を次のように改正する。

障害支援区分に関する審査判定基準等）

第一条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第四条第四項の厚生労働省令で定める区分は、第二号から第七号までに掲げる区分とし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（以下「令」という。）第十条第二項（令第十三条において準用する場合を含む。）に規定する市町村審査会（法第十五条に規定する市町村審査会をいう。以下同じ。）が行う審査及び判定は、当該審査及び判定に係る障害者に必要とされる支援の度合が次の各号に掲げる区分等に応じそれぞれ当該各号に掲げる支援の度合のいずれかに該当するかについて行うものとする。この場合において、法第二十条第二項（法第二十四条第三項、第五十一条の六第二項及び第五十一条の九第三項において準用する場合を含む。）の規定による調査（以下「障害支援区分認定調査」という。）の結果及び医師意見書に基づいて算定された別表第一の項目の欄に掲げる項目（以下単に「項目」という。）のうち当該障害者の障害の状態に当てはまるものに係る点数又は当該点数を各群につき合計した点数（以下「合計点数等」という。）が二以上の別表第二の番号の欄に掲げる番号（以下単に「番号」という。）に係る同表の条件の欄に掲げる条件（以下単に「条件」という。）を満たす場合における次の各号に掲げる規定の適用については、当該二以上の番号に係る同表の区分等該当可能性の欄に掲げる割合のうち最も高いもの（当該最も高いものが二以上あるときは、当該最も高いものに係る番号のうち最も大きいもの）に係る条件のみを満たすものとして取り扱うものとする。